

## 第3章 教育委員会用「インクル COMPASS」の提案と活用

### 可能性

#### 1. 都道府県・指定都市教育委員会と市町村教育委員会の役割・機能の整理

教育委員会が、インクルーシブ教育システム構築に関わってどのような役目を担っているのか、具体を把握するために、まずは当研究所研究員で指導主事経験のある2名から情報収集を行った。その上で、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会，2012）、「教育支援資料」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課，2013）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省，2017）、そして、各地域の教育委員会や教育センターが刊行しているインクルーシブ教育システムに関する資料（本報告書「資料」に掲載）を参照し、都道府県・指定都市教育委員会と市町村教育委員会に求められている役割を抽出した。表3-1に各委員会の役割の具体を整理した。

表3-1 都道府県・指定都市教育委員会と市町村教育委員会の役割・機能

都道府県・指定都市教育委員会	市町村教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育を推進するための基本的な計画を策定する。</li> <li>●各学校における教育支援体制や学校施設設備のさらなる整備・充実を行う</li> <li>●計画の策定にあたっては、児童等の状況、学校・地域の実態を把握する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校のセンター的機能の状況</li> <li>・高等学校における特別支援教育の状況</li> <li>・域内の小・中学校等における特別支援学級、通級による指導の設置・運営状況、通常の学級における状況</li> <li>・各学校における校内委員会の設置、年間運営計画、運営状況</li> <li>・各学校における支援員の確保、配置、運営状況</li> <li>・就学、進学、転学、就労の状況</li> </ul> </li> <li>●域内の私立学校設置者への周知、助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県教育委員会の基本的な計画を踏まえて、設置する学校・地域の実情を把握したうえで計画を策定する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・域内の小・中学校等における特別支援学級、通級による指導の設置・運営状況、通常の学級における状況を把握する</li> <li>・各学校における校内委員会の設置、年間運営計画、運営状況を把握する</li> <li>・各学校における支援員の確保、配置、運営状況を把握する</li> <li>・就学、進学、転学の状況</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育の主管課と高等学校や義務教育等の主管課との連携・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育の主管課と義務教育等の主管課との連携（市立高等学校の場合は、高等</li> </ul>

	学校の主管課との連携)
<p>●広域特別支援連携協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、保健、福祉、労働等の関係諸機関との連携</li> <li>・相談・支援のための施策についての情報の共有化</li> <li>・施策の連携の調整や連携方策の検討</li> <li>・全体計画の策定</li> <li>・個別の教育支援計画のモデル策定</li> <li>・相談・支援に関わる情報提供</li> <li>・支援地域の設定</li> </ul>	<p>●特別支援連携（連絡）協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局・機関間の連携協力を円滑にする</li> <li>・地域支援連携（連絡）協議会の有効活用による障害のある子供の情報共有</li> <li>・地域に密着した具体的な方策の検討</li> <li>・関係部局間の連携・調整役としてコーディネーターを配置</li> </ul>
<p>●担当者の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての指導主事が各学校の特別支援教育の推進や教育支援体制の整備を促進するための専門性の向上を図る</li> <li>・市町村の教育相談担当者に対して定期的に巡回相談や研修を行う</li> <li>・各学校の管理職、担任等の研修の企画・実施</li> </ul>	<p>●担当者の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育経験の豊かな職員や教育相談を行うことができる退職職員等の活用</li> <li>・心理学や医学などの専門家の助言・支援</li> <li>・障害のある幼児の在園機関に教育相談担当者を定期的に派遣する巡回教育相談</li> <li>・合同研修会の開催といった関係機関の職員間の交流</li> <li>・健康診断や育児相談等における教育相談を同時開催し、教育・発達相談の機会の充実を図る</li> </ul>
<p>●教育相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回教育相談、専門家チームの派遣</li> <li>・特別支援学校のセンター的機能の充実</li> <li>・特別支援学校のセンター的機能の充実のための専門性のある教員を配置</li> <li>・校内委員会等の体制整備、専門家チームや定期的な巡回教育相談による相談・助言機能の強化</li> <li>・外部専門家による体制整備</li> </ul>	<p>●教育相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期からの教育相談の機会の設定</li> <li>・保護者への情報提供</li> <li>・就学前の子供の支援に関する情報共有の場の設置</li> <li>・乳幼児健診との連携による障害のある子供の状況把握</li> <li>・教育・保健・福祉等の関係者との密な連携</li> <li>・継続的な教育相談</li> <li>・相談支援ファイルや個別の教育支援計画の活用</li> <li>・教育支援委員会からの指導・助言</li> <li>・医学、心理学等の専門家からの意見聴取</li> <li>・教育センターの相談機能の活用</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育経験の豊かな職員や教育相談を行うことができる退職職員等の配置</li> <li>・通級指導教室等の人材活用による教育相談</li> <li>・小規模の市町村においては、複数の市町村教育委員会が共同し体制整備を図る</li> </ul>
<p>●就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会の主体的な就学支援のための情報提供、助言</li> <li>・各地区教育事務所と地区教育支援委員会との連携</li> <li>・域内の特別支援学校の教職員に対して、柔軟に転学ができることを周知</li> </ul>	<p>●就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に就学ガイダンスを実施し、保護者が見通しをもって就学先決定のための相談に応じることのできる体制を整備</li> <li>・域内の小・中学校の教職員に対して、柔軟に転学ができることを周知</li> <li>・特別支援学校に就学した子供の就学後のフォローアップ</li> <li>・担当者の継続的な業務担当、引継ぎ</li> <li>・就学先の変更に係る都道府県教育委員会との連携</li> </ul>
<p>●理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の冊子や資料の作成</li> <li>・特別支援学校の行事に地域の住民を招待するなどの活動を展開する</li> </ul>	
<p>●交流及び共同学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校間の調整にあたり、指導・助言を行う</li> <li>・モデル事業などの先進的な学校の取組を域内の学校に普及する</li> <li>・域内で統一的に実施できるものについては、学校間の調整を担う</li> <li>・各学校において蓄積された実施のノウハウをまとめたり共有したりする</li> <li>・地域の障害者支援施設の訪問や障害者との交流が可能となるように、福祉部局や教育委員会内の関係部局と連携し、地域の団体・施設の連絡先を整理し、学校に共有する</li> <li>・地域全体で取り組むためのネットワークの形成</li> <li>・定期的に「心のバリアフリー」に関する取組状況や実施体制の成果・課題を協議する</li> <li>・関係者が協力して、「心のバリアフリー」の意識を根付かせるための情報発信を行う</li> <li>・教職員の交流及び共同学習に対する意識向上のための研修の実施</li> <li>・小・中学校等と特別支援学校の教職員との交流の機会</li> </ul>	

## 2. 教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」のコンセプトの見直し

平成30年度～令和元年度基幹研究（横断的研究）（国立特別支援教育総合研究所，2020）で提案した「インクル COMPASS（試案）」においては、教育委員会用についてのコンセプトを「域内の園・学校の取組状況を把握することによって、域内のインクルーシブ教育シ

システムの構築に関わる施策を検討するための資料として使用するもの」と定義した。しかし、第1章4（10～12頁）と前述の表3-1に示した教育委員会の果たすべき役割や機能を踏まえると、以下の点について修正が必要であると考えられた。

修正点1：教育委員会に求められている役割や機能を果たしているかを確認できる内容にすること。

修正点2：インクルーシブ教育システム構築に向けて、各学校の設置者である教育委員会においても特別支援教育の一層の推進が求められているため、そのことを明示すること。

修正点3：地域によっては先進的な取組を行っている場合があるため、「インクルーシブ教育システム構築・推進」と併記すること。

修正点4：各学校の実情を踏まえた特別支援教育に関する政策の基本となる計画を策定する教育委員会の役割を示すことで、園・学校のコンセプトとの差別化を図ること。

以上を踏まえて、教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」のコンセプトを、「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進のために、教育委員会が果たすべき役割や機能を把握することで、域内のインクルーシブ教育システム構築・推進に関わる基本的な計画の策定や体制整備・充実のための検討資料として使用するもの」と修正した。以下、あらためて、「インクル COMPASS（試案）」のコンセプトを示す（表3-2）。

**表3-2 「インクル COMPASS（試案）」コンセプト（見直し後）**

---

**【共通コンセプト】** ※共通コンセプトについては、変更なし。

教育委員会、園・学校がインクルーシブ教育システム構築に向けて、それぞれが実施している取組の現状を把握し、課題や今後の方向性を見出すことのできるものとする。

**【教育委員会】**

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進のために、教育委員会が果たすべき役割や機能を把握することで域内のインクルーシブ教育システム構築・推進に関わる基本的な計画の策定や体制整備・充実のための検討資料として使用するものとする。

**【園・学校】**

自校（自園）のインクルーシブ教育システムの構築を一層推進するために、現在の取組状況を把握し、その結果を踏まえて今後、取り組むべきことを検討する際のヒントが得られるものとする。また、現状を振り返ることで、自校（自園）の強みや課題を確認することができるものとする。

---

### 3. 教育委員会用「インクル COMPASS(試案)」の修正の流れ

教育委員会用「インクル COMPASS (試案)」のコンセプトと前述の修正点を基に、以下のような流れで関係者から意見聴取を行うことで、観点及び各観点の項目の見直しと精査を行った。

- ①各教育委員会用「インクル COMPASS (試案)」の「第1次修正案」を作成し、当研究チーム内で検討した(令和元年5～6月)。
- ②①での検討を踏まえた「第2次修正案」について、当研究所研究職員(指導主事経験者)5名、研究協力機関である教育委員会担当者5名、教育委員会から当研究所の地域実践研究事業に参加している指導主事6名、研究協力者4名に意見聴取した(令和元年7～8月)。
- ③-1. 研究協議会(令和元年10月)で、②の意見を反映した「第3次修正案」について、研究協力者4名と研究協力機関(教育委員会)担当者5名から意見聴取した。
- ③-2. 都道府県・指定都市・中核市教育委員会(127機関)に「第3次修正案」を送付し、「インクル COMPASS」の各観点に設定しているチェック項目について、内容や文章表現等の適切性と具体的な使用方法について意見を求めた。  
教育委員会への意見聴取にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策への対応等に配慮し、調査という形をとらずに任意として意見を募った。FAX返信票を送付して回答を求めた(令和元年10～11月)。

以上の手続きを経て、教育委員会用「インクル COMPASS」を完成させた。

### 4. 教育委員会用「インクル COMPASS (試案)」の観点・項目の再検討(第1次修正)

教育委員会用「インクル COMPASS (試案)」については、平成28～29年度基幹研究(横断的研究)(国立特別支援教育総合研究所, 2018)で「評価指標(試案)」として提案した観点・項目を、平成30～令和元年度基幹研究(横断的研究)(国立特別支援教育総合研究所, 2020)での園・学校用「インクル COMPASS」の観点・項目と併せて見直しを行った。その結果、「体制」「施設・設備」「教育課程」「指導体制」「交流及び共同学習」「移行支援」「研修」の7観点に整理し、各観点の項目についても教育委員会の役割を反映する形で設定した(観点・項目については、表3-3の「インクル COMPASS (試案)」を参照のこと)。

第1章4(10～12頁)と本章1、2で述べた教育委員会の役割や機能と教育委員会用のコンセプトを踏まえて、以下の通り内容を再検討した。

「体制」については、都道府県・指定都市教育委員会が管下及び域内の学校の状況を把握する役割を担っていることから、そのことが明確になるように観点名を「実態把握」に修正した。

「施設・設備」については、バリアフリー等の施設・設備に関しては主担当課だけで進めるものではなく担当課・係との連携が必要となるため、「関係課（部局）、関係諸機関との連携」と観点の名称を修正した。なお、観点の名称変更に伴って、「福祉、保健、医療、労働等の関係諸機関との連携」に関する項目をこの中に組み込んだ。

「教育課程」については、各園・学校や地域の実態に即して編成するものであるため、教育委員会用の観点からは削除した。

「指導体制」については、整備は園・学校が行うものであること、教育委員会においては園・学校の指導体制が充実するように専門家を派遣したり助言したりすることから、観点の名称を「教育相談体制」に修正した。

「交流及び共同学習」、「移行支援」、「研修」については、教育委員会に求められている役割でもあるため現状のままとした。これらについては観点の名称の変更は行わなかったが、都道府県・指定都市教育委員会の役割が具体化されるように、項目の見直しと追加を行った。

以上の見直しを経て、教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」の観点は、7 観点から6 観点に変更し、これを「第1次修正案」として観点・項目の名称や盛り込む内容についてさらに検討を進めた。表3-3に、都道府県・指定都市教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」の第1次修正案の観点・項目を、修正前の観点・項目とともに示した。

**表3-3 都道府県・指定都市教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」の観点・項目の見直し（第1次修正案）**

「インクル COMPASS（試案）」	「インクル COMPASS（試案）」1次修正案
<b>観点1 体制</b>	<b>観点1 実態把握</b>
1-1 都道府県レベルでの支援に関する体制整備	1-1 特別支援学校の状況の把握 ・障害のある幼児児童生徒の状況の把握（含む就学・進学・転学・就労状況）
1-2 市区町村の支援に係る体制整備	・校内委員会の設置・運営状況の把握
1-3 学校の支援に関する校内体制整備	・センター的機能の状況の把握
1-4 障害のない幼児児童生徒及び保護者の障害に対する理解	1-2 高等学校の状況の把握 ・発達障害を含む障害のある生徒の状況の把握（含む進学・転学・就労状況）
1-5 地域への理解・啓発	・特別支援教育の状況の把握
1-6 地域の関係機関連携体制整備	・校内委員会の設置・運営状況の把握
	1-3 域内の小・中学校等の状況の把握 ・発達障害を含む障害のある児童生徒の状況の把握（含む就学・進学・転学・就労状況）
	・特別支援学級、通級による指導の設置・運営状況の把握
	・通常の学級における支援の状況の把握

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内委員会の設置・運営状況の把握</li> </ul> <p>1-4 域内の私立学校設置者への周知・助言</p>
<p><b>観点2 施設・設備</b></p> <p>2-1 バリアフリー施設設備の整備</p> <p>2-2 合理的配慮の提供に関する施設設備の整備</p> <p>2-3 教育支援機器等の整備</p>	<p><b>観点2 関係課(部局)、関係諸機関との連携</b></p> <p>2-1 主管課と関係課等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校のバリアフリー施設の整備状況や学校からの要望についての把握、予算検討</li> <li>・合理的配慮の提供に関する施設・設備の状況や学校からの要望についての把握、予算検討</li> <li>・教育支援機器の整備状況や学校からの要望についての把握、予算検討</li> </ul> <p>2-2 福祉、保健、医療、労働等の関係諸機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域特別支援連携協議会の設置と定期的な開催</li> <li>・障害のある子供の相談・支援のための施策に関する情報の共有</li> <li>・施策実施に係る連携の調整、連携方策の検討</li> <li>・全体計画の作成</li> <li>・障害のある子供とその保護者への相談・支援に関わる情報提供</li> <li>・個別の教育支援計画の作成・活用のためのモデルの策定・提案</li> </ul>
<p><b>観点3 教育課程</b></p> <p>3-1 教育課程編成及び実施に係る周知及び管理</p>	<p>各園・学校や地域の実態に即して編成するものであるため観点から削除した。</p>
<p><b>観点4 指導体制</b></p> <p>4-1 指導体制の整備</p> <p>4-2 人材配置</p> <p>4-3 幼児児童生徒及び保護者の理解</p>	<p><b>観点3 教育相談体制</b></p> <p>3-1 巡回相談員、専門家チームの派遣・助言</p> <p>3-2 特別支援学校のセンター的機能充実</p>
<p><b>観点5 交流及び共同学習</b></p> <p>5-1 交流及び共同学習の推進</p> <p>5-2 障害のある人との交流と理解啓発</p>	<p><b>観点4 交流及び共同学習</b></p> <p>4-1 学校間、関係機関との連携・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整にあたっての指導・助言</li> <li>・小・中学校等と特別支援学校の交流の機会設定</li> <li>・域内で統一して実施できる活動を調整</li> <li>・地域全体で取り組むネットワークづくり</li> </ul> <p>4-2 学校等への情報発信</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業等の先進的な取組を普及</li> <li>・学校で蓄積された実施のノウハウをまとめ共有</li> <li>・地域の障害者団体や施設の連絡先の整理・共有</li> <li>・「心のバリアフリー」の意識を根付かせるための情報発信</li> </ul> <p>4-3 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の意識向上のための研修の企画・実施</li> <li>・「心のバリアフリー」の取組状況や実施体制の成果・課題を協議する機会の設定</li> </ul>
<p><b>観点6 移行支援</b></p> <p>6-1 早期支援システムづくり</p> <p>6-2 就学支援システムづくり</p> <p>6-3 就労支援システムづくり</p>	<p><b>観点5 移行支援</b></p> <p>5-1 就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会の主体的な就学支援のための情報提供・助言</li> <li>・各地区教育事務所と地区教育支援委員会との連携</li> </ul> <p>5-2 「学びの場」の柔軟な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な教育相談体制</li> </ul> <p>5-3 就労支援</p>
<p><b>観点7 研修</b></p> <p>7-1 特別支援教育に関する理解・専門性の向上</p> <p>7-2 インクルーシブ教育システムに関する理解</p>	<p><b>観点6 研修</b></p> <p>6-1 すべての指導主事の理解・専門性の向上</p> <p>6-2 市町村の教育相談担当者の専門性の向上</p> <p>6-3 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上</p>

表3-4に、市町村教育委員会用の観点・項目を示した。各観点の名称は、都道府県・指定都市教育委員会と同様であるが、項目については市町村教育委員会の役割が具体化されるように再検討した。特に、見直し後に位置付けた観点3「教育相談体制」は、観点の名称は都道府県・指定都市教育委員会と同様であるが、項目については早期からの教育相談や継続的な教育相談に関する内容を盛り込み、市町村教育委員会に求められている役割を明確にした。

表3-4 市町村教育委員会用「インクル COMPASS (試案)」観点・項目の見直し  
(第1次修正案)

「インクル COMPASS (試案)」	「インクル COMPASS (試案)」 1次修正案
<p><b>観点1 体制</b></p> <p>1-1 市区町村レベルでの支援に関する体制整備</p> <p>1-2 学校の支援に関する校内体制整備</p> <p>1-3 障害のない幼児児童生徒及び保護者の障害に対する理解</p> <p>1-4 地域への理解・啓発</p> <p>1-5 地域の関係機関の連携体制整備</p>	<p><b>観点1 実態把握</b></p> <p>1-1 域内の小・中学校等の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害を含む障害のある児童生徒の状況の把握 (含む就学・進学・転学・就労状況)</li> <li>・特別支援学級、通級による指導の設置・運営状況の把握 (支援員の配置、運営状況を含む)</li> <li>・通常の学級における支援の状況の把握 (支援員の配置、運営状況を含む)</li> <li>・校内委員会の設置・運営状況の把握</li> </ul>
<p><b>観点2 施設・設備</b></p> <p>2-1 バリアフリー施設設備の整備</p> <p>2-2 合理的配慮の提供に関する施設設備の整備</p> <p>2-3 教育支援機器等の整備</p>	<p><b>観点2 関係課(部局)、関係諸機関との連携</b></p> <p>2-1 関係部局との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校のバリアフリー施設の整備状況や学校からの要望についての把握、予算検討</li> <li>・合理的配慮の提供に関する施設・設備の状況や学校からの要望についての把握、予算検討</li> <li>・教育支援機器の整備状況や学校からの要望についての把握、予算検討</li> </ul> <p>2-2 関係諸機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援連携(連絡)協議会の設置と定期的な開催</li> <li>・(小規模市町村の場合)複数の市町村教育委員会と共同した体制整備</li> <li>・障害のある子供に関する情報共有</li> <li>・地域に密着した方策の検討</li> <li>・障害のある子供とその保護者への相談・支援に関わる情報提供</li> </ul>
<p><b>観点3 教育課程</b></p> <p>3-1 教育課程編成及び実施に係る周知及び管理</p>	<p>教育課程は、各園・学校や地域の実態に即して編成するものであるため観点から削除した。</p>
<p><b>観点4 指導体制</b></p> <p>4-1 指導体制の整備</p> <p>4-2 人材配置</p> <p>4-3 幼児児童生徒及び保護者の理解</p>	<p><b>観点3 教育相談体制</b></p> <p>3-1 早期からの教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診との連携による障害のある子供の状況把握</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子供への支援に関する情報共有</li> <li>・保護者への情報提供</li> </ul> <p>3-2 継続的な教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援ファイルや個別の教育支援計画の活用</li> <li>・担当者の継続的な業務担当、引継ぎの仕組み</li> </ul> <p>3-3 専門家の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援委員会からの指導・助言</li> <li>・医学、心理学等の専門家からの意見聴取</li> <li>・教育センターの相談機能の活用</li> <li>・特別支援教育、教育相談経験者の活用</li> </ul>
<p><b>観点5 交流及び共同学習</b></p> <p>5-1 交流及び共同学習の推進</p> <p>5-2 障害のある人との交流と理解啓発</p>	<p><b>観点4 交流及び共同学習</b></p> <p>4-1 学校間、関係機関との連携・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整にあたっての指導・助言</li> <li>・小・中学校等と特別支援学校の交流の機会設定</li> <li>・域内で統一して実施できる活動を調整</li> <li>・地域全体で取り組むためのネットワークづくり</li> </ul> <p>4-2 学校等への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業等の先進的な取組を普及</li> <li>・学校で蓄積された実施のノウハウをまとめ共有</li> <li>・地域の障害者団体や施設の連絡先の整理・共有</li> <li>・「心のバリアフリー」の意識を根付かせるための情報発信</li> </ul> <p>4-3 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の意識向上のための研修の企画・実施</li> <li>・「心のバリアフリー」の取組状況や実施体制の成果・課題を協議する機会の設定</li> </ul>
<p><b>観点6 移行支援</b></p> <p>6-1 早期支援システムづくり</p> <p>6-2 就学支援システムづくり</p> <p>6-3 就労支援システムづくり</p>	<p><b>観点5 移行支援</b></p> <p>5-1 就学支援</p> <p>5-2 「学びの場」の柔軟な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校に就学した子供のフォローアップ</li> <li>・就学先変更に係る都道府県教育委員会との連携</li> </ul>

<p><b>観点7 研修</b></p> <p>7-1 特別支援教育に関する理解・専門性の向上</p> <p>7-2 インクルーシブ教育システムに関する理解</p>	<p><b>観点6 研修</b></p> <p>6-1 すべての指導主事の理解・専門性の向上</p> <p>6-2 市町村の教育相談担当者の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同研修会による関係機関職員間の交流</li> <li>・ 健康診断や育児相談での教育相談の同時開催</li> </ul> <p>6-3 各学校の管理職、職員等の理解・専門性の向上</p> <p>6-4 特別支援学級、通級指導教室の担当者の専門性の向上</p>
--	--

以降では、都道府県・指定都市教育委員会用と市町村教育委員会用の「インクル COMPASS（試案）」の「第1次修正案」について、研究協力機関である教育委員会5機関と当研究所の地域実践研究事業（令和2年度）に参画している指導主事等から得た意見を反映した「第2次修正案」、そして、都道府県・指定都市・中核市教育委員会と研究協力者から得た意見を反映した「第3次修正案」を経て完成させた教育委員会用「インクル COMPASS」について述べる。

（柳澤 亜希子）

## 5. 教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」の観点・項目の再検討（第2次・3次修正）とナビゲーションシートの改訂

### （1）「インクル COMPASS（試案）」を構成する観点の見直し

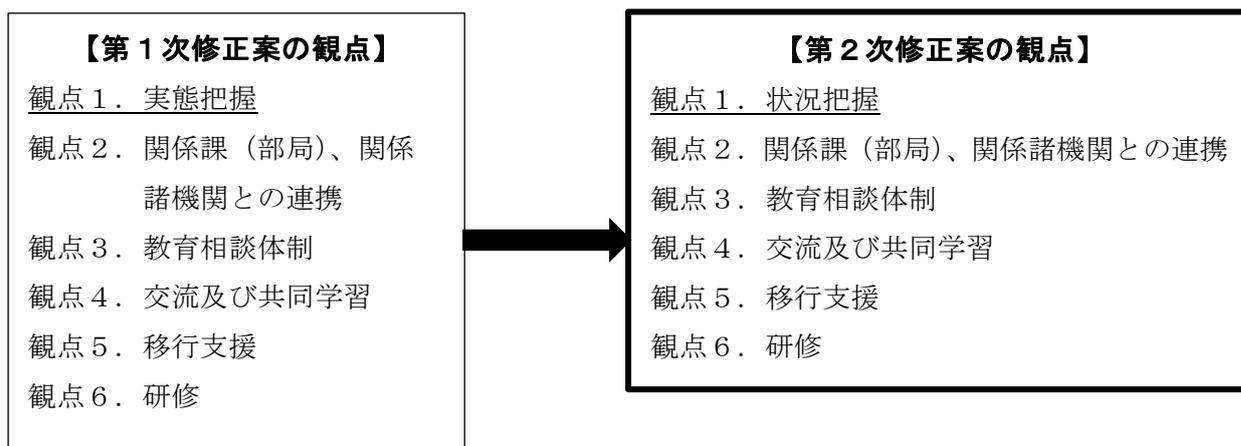
#### ①「第1次修正案」についての研究チーム内での検討と「第2次修正案」の作成

当研究チーム内での協議の結果、「第1次修正案」で位置付けた観点1「実態把握」の名称を「状況把握」に変更した。教育委員会としては、園・学校におけるインクルーシブ教育システム構築に関わる体制整備の状況を把握することが役割であるため、それがより明確になる表現にした。また、障害のある子供の実態把握と誤解されないように名称を変更した（表3-5）。

ナビゲーションシートについては、「I インクルーシブ教育システムの構築状況」という名称を、教育委員会用のコンセプトに則って、「I インクルーシブ教育システムの構築状況の把握」と修正した。

これらの変更をもって、「第2次修正案」とした。

表3-5 「第1次修正案」から「第2次修正案」への観点の変更



## ② 「第2次修正案」についての意見聴取と「第3次修正案」作成

「第2次修正案」について、当研究所の研究職員（指導主事経験者）5名、教育委員会から当研究所の地域実践研究事業に参画している指導主事6名、研究協力者4名に意見聴取した。その指摘や意見をまとめると、以下のようである。

a. 「都道府県・指定都市教育委員会」用と「市町村教育委員会」用に対する共通の指摘事項

- ・項目数が多いため、回答者の負担が懸念される。
- ・同様の内容を繰り返して聞いているため、負担感が多く実用的ではない。項目数が多いと何を改善すべきか理解が困難になるため、同様・類似している項目の整理・精査が必要である（特に観点5「交流及び共同学習」と観点6「移行支援」において目立った）。
- ・設置者として当然行うべき業務を敢えて項目に挙げる必要があるか（学校や学級等の設置状況や在籍している子供の人数）。
- ・教育委員会の機能として単に学校をモニターするだけではなく、そこに働きかける役割こそが、インクルーシブ教育システム構築の実現にとって重要な意味をもつ。このため、機械的な学校の実態把握をメインとするのではなく、教育委員会のインクルーシブ教育システムに対する機能を評価すべきである。
- ・用語をわかりやすく、文言を統一すること（例えば、地域によっては使用されていない、あるいは同義で別の表現を用いている場合がある）。
- ・意図がつかみにくい、または、漠然としている項目がある（例えば、「…の幼児児童生徒を把握している」については、数的なことを指しているのか、ニーズを指しているのかわからないため、何を意図する項目なのかを具体的に示す必要がある）。
- ・各項目に示されている各種業務や活動の主体（主催）を明確にすること（委員会の業務か、委員会内の別系の業務か、学校の業務か）。
- ・都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割の混在が見られるため、棲み分けが必要である（特に就学相談・決定に関わる項目）。
- ・「各学校」という表現について、どの学校を想定しているのかがわかるように明示すること。

b. 「市町村教育委員会」用に対する指摘事項

- ・高等学校や特別支援学校を所管している自治体があるため、それを踏まえた項目設定が必要である。
- ・教育相談担当者は、主として就学に関する内容が、その業務の中心となる。例えば、市長部局や市民課から異動する職員がいるため、それを踏まえた内容にする。
- ・（観点6「研修」について）都道府県教育委員会が研修を企画・実施している場合は、市町村教育委員会が行っていない場合がある。

以上を踏まえて、特に担当者の「インクル COMPASS（試案）」へのチェックの負担を軽減するために、同様あるいは類似した項目を整理して全体数が少なくなるように見直した。ただし、重要事項や定着の必要性のある内容は意図的に残すようにした。

### ③「第3次修正案」に対する意見聴取

研究協議会で、②の意見を反映した「第3次修正案」について、研究協力者4名と研究協力機関（教育委員会）担当者5名から意見聴取した。「第3次修正案」では、指定都市教育委員会は市町村教育委員会用に含めた形で提示した。

研究協力者と研究協力機関の主な意見としては、引き続き「項目数が多い」との意見であった。特に「(観点1の)「状況把握」の項目の中で省けるものがあるのではないか」、「さらなる項目の精選に向けて「状況把握」の項目については、必ず教育委員会が把握しているものは省く」といった意見が寄せられた。一方で、実際に研修で活用してみると「いろんなことに気づけた」という感想があり、必ずしも項目数が多いのが悪いわけではないという感想も寄せられた。

地域実践研究事業に参画している複数の指定都市教育委員会の指導主事が市町村教育委員会を使用していたことを受けて、そちらに位置付けることを提案し、その是非について意見を求めた。指定都市である研究協力機関（横浜市教育委員会）からは、「特段、使いにくいことはない」としてそれでよいのとの回答を得た。

また、ナビゲーションシートについて意見を求めたところ、「どちらでもないは、回答しにくいのではないか」との指摘があった。これについては、園・学校用「インクル COMPASS」において、「できている」「できていない」の二者択一の回答は難しいとの意見を考慮して、「どちらでもない」の選択肢を残していると説明したところ、教育委員会から「判断の迷う場合に「どちらでもない」もあったほうが回答しやすい」との意見があった。

また、研究協力機関（教育委員会）から、「できていないと回答した場合に重点的な取組（1年、5年、10年）を可視化できるシートになると良い」や「自治体として今すぐに対応すべき課題を、重点的に取り組むべき事項として位置付けることができるのではないか」等の意見が寄せられた。

### ④「第3次修正案」の観点・項目に対する都道府県・指定都市・中核市教育委員会からの意見

127機関中16機関から回答があった。この段階でも「項目数が多い」という意見があった。その他には、用語（呼称）の表記に関すること、教育委員会の規模によって指導主事の人数差があるため、「同じレベルでチェックを求められると辛い」「該当しない項目がある」等が挙げられた。

一方、肯定的な感想としては、「インクルーシブ教育システム構築に向けての必要な視点が示されており、充実に向けて必要な要素を発信するメッセージとしても、わかりやすい」、「各学校の特別支援教育コーディネーターや市町村教育委員会特別支援教育担当者向けの研修で活用したい」、「取組状況を客観的に評価し、充実を図る上で必要となる項目が具体

的に記載されている」、「特別支援教育の推進に係る取組について、進捗状況を点検する指標として活用できる」等があった。

## (2) 教育委員会用「インクル COMPASS」の提案

### ①「都道府県教育委員会用」と「指定都市・市町村教育委員会用」の各観点・項目

研究協議会での「第3次修正案」に対する意見と教育委員会からの意見等を踏まえて、さらに項目を精選し、用語や表現等の修正等も行った。また、当初は、「都道府県・指定都市教育委員会」と「市町村教育委員会」に分けていたが、指定都市教育委員会が担っている役割が市町村教育委員会に準ずるため並列することにした。表3-6に、完成版の教育委員会用「インクル COMPASS」を示した。

表3-6 「都道府県教育委員会用」と「指定都市・市町村教育委員会用」の観点・項目の内容

観点	項目	
	都道府県教育委員会	指定都市・市町村教育委員会
1. 状況把握	1-1. 高等学校の状況の把握 1-2. 園や小・中学校の特別支援教育の状況の把握	1-1. 障害のある子供や特別な支援を必要とする子供の把握 1-2. 特別支援学級や通級による指導の実施状況の把握 1-3. 通常の学級における支援状況の把握 1-4. 校内（園内）支援委員会の設置・運営状況の把握
2. 関係課（部局）、関係諸機関との連携	2-1. 教育委員会内での関係課（部局）との連携 2-2. 関係諸機関との連携	2-1. 教育委員会内での関係課（部局）との連携 2-2. 関係諸機関との連携
3. 教育相談体制	3-1. 教育相談体制の整備 3-2. 特別支援学校のセンター的機能の活用	3-1. 早期からの教育相談 3-2. 継続的な教育相談 3-3. 専門家の活用
4. 交流及び共同学習	4-1. 地域全体で取り組むための連携・調整 4-2. 地域への理解・啓発のための情報発信 4-3. 教職員の意識向上のための研修の企画・実施	4-1. 地域全体で取り組むための連携・調整 4-2. 地域への理解・啓発のための情報発信 4-3. 教職員の意識向上のための研修の企画・実施
5. 移行支援	5-1. 就学相談・支援 5-2. 「学びの場」の柔軟な見直し 5-3. 就労支援	5-1. 就学相談・支援 5-2. 「学びの場」の柔軟な見直し

<b>6. 研修</b>	6-1. すべての指導主事の理解・専門性の向上 6-2. 市町村の教育相談担当者の専門性の向上 6-3. 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上	6-1. すべての指導主事の理解・専門性の向上 6-2. 市町村（政令指定都市を含む）の教育相談担当者の専門性の向上 6-3. 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上 6-4. 特別支援学級、通級による指導の担当者の専門性の向上
--------------	--	---

各観点の趣旨は、以下の通りである。

観点1「状況把握」：教育委員会が特別支援教育を推進するための基本的な計画を策定する等して、各学校における教育支援体制の整備・充実に努めることが求められる。基本的な計画を策定するに当たっては、域内の障害のある子供や特別な支援を要する子供の状況や各学校の支援体制及び運営状況、支援状況等を確認できる内容にした。

観点2「関係課（部局）、関係諸機関との連携」：計画に沿った特別支援教育が、特別支援学校のみならず小・中学校、高等学校等の域内の全ての学校において推進されたためには、特別支援教育の主管課のみならず、義務教育や高等学校等の主管課とも連携・協力することが必要である。さらに、医療や保健、福祉、労働等の関係部局や関係諸機関との連携も重要となる。そのため、円滑な連携・協力のもと学校を支えるネットワークを構築できているかについて確認できる内容とした。

観点3「教育相談体制」：教育委員会は、巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等と連携しながら、特別な支援を必要とする子供に対して、早期から適切な教育支援を行うための教育相談体制の整備を行うことが必要である。切れ目ない支援が行えるよう、継続的な教育相談体制の整備や仕組み作りの状況を確認できる内容とした。

観点4「交流及び共同学習」：共生社会の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習が求められている。このため、園・学校が交流及び共同学習を組織的、計画的に行えるように、関係諸機関との連携・調整や、地域への理解、交流及び共同学習に携わる人材育成等に関する取組状況を確認できる内容とした。

観点5「移行支援」：障害のある子供が最も適した進路に円滑に移行できるように、関係課（部局）や関係機関、地域と連携することが求められる。就学先決定に関わる相談・助言機能を強化したり、必要に応じて「学びの場」の柔軟な見直しを行ったりできているかを確認できる内容とした。

観点6「研修」：インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のために、全ての教員は、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることが求められている。そのために、特別支援教育を担当する指導主事だけでなく全ての指導主事が、障害や特別支援教育に関する理解と専門性の向上を図ること、また、各学校の教職員の専門性を高めるための研修の企画・実施等の支援に努めているかを確認できる内容とした。

図3-1は、都道府県教育委員会用「インクル COMPASS」の一部である。教育委員会の「取組の状況」をチェックした上で、各項目の取組の進捗やそれ以外の取組状況（例えば、教育委員会で独自に取り組んでいること等）を総合的に判断し、今後の取組の方向性として重点的取組の方策案を記述できるようにした。なお、項目内の用語で十分に定着していないものについては、下図のように注釈を付けた。

本報告書の「資料」に、都道府県教育委員会用と指定都市・市町村教育委員会用の「インクル COMPASS」を掲載しているので、詳細はそちらをご覧ください。

インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための観点 インクルCOMPASS 都道府県教育委員会用	
<b>4-2 地域への理解・啓発のための情報発信</b>	
取組の状況	
<input type="checkbox"/>	(1) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）の交流及び共同学習の好事例についての情報を発信している。
<input type="checkbox"/>	(2) 他都道府県の交流及び共同学習の好事例や先進的な取組を収集し、発信している。
<input type="checkbox"/>	(3) 園や学校で蓄積された交流及び共同学習の実施のノウハウをまとめ、共有している。
<input type="checkbox"/>	(4) 障害のある人との交流に当たって、学校が連携をとることができる障害者団体や障害者施設の連絡先を整理している。
<input type="checkbox"/>	(5) 障害のある人との交流に当たって、学校が連携をとることができる障害者団体や障害者施設の連絡先を学校と共有している。
<input type="checkbox"/>	(6) 「心のバリアフリー」についての啓発のために、例えばリーフレットや冊子、ホームページ等を通じて広報活動を行っている。
<input type="checkbox"/>	(7) 文化・芸術活動、スポーツ関係団体等に対して、「心のバリアフリー」についての広報活動を行っている。
<input type="checkbox"/>	(8) 「心のバリアフリー」についての啓発のために、児童生徒向けのリーフレットや冊子を作成している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 現在取り組んでいる <input type="checkbox"/> できていない > (* <input type="checkbox"/> 重点的に取り組む必要がある)	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	
注) 「心のバリアフリー」とは、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業のことです。本事業は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の規定等を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものです。	

図3-1 都道府県教育委員会用「インクル COMPASS」(観点4「交流及び共同学習」)

## ②ナビゲーションシートの構成

図3-2は、ナビゲーションシートである。本シートには、6つの観点の「取組の状況」を総覧でき、あわせて、今後、重点的に取り組むべき事項がわかるように構成し、「重点的取組の方策案」を記述する欄を設けている。

ナビゲーションシートの「Ⅱインクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案」については、「第3次修正案」について研究協議会で寄せられた「できていないと回答した場合に重点的な取組（1年、5年、10年）を可視化できるシートになると良い」、「自治体として今すぐに対応すべき課題を、重点的に取り組むべき事項として位置付けることができるのではないか」という意見を踏まえて、修正を行った。具体的には、「重点的取組の方策案」として掲げた取組をどのくらいのスパンで成し遂げるのか見通しがもてるように、「長期的取組」「短期的取組」として年限を記入する欄を新たに設けた。

教育委員会用「インクル COMPASS」とナビゲーションシートの使用手順については、本報告書の「資料」の「インクル COMPASS」ガイドに掲載しているので、そちらをご覧ください。

インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するための観点  
 インクルCOMPASS

# ナビゲーションシート

都道府県教育委員会用

## I. インクルーシブ教育システムの構築状況

観点1 状況把握	できている	現在取り組んでいる	できていない	重点的に取り組む必要がある
(1-1) 高等学校の状況の把握				
(1-2) 園や小・中学校の特別支援教育の状況の把握				
観点2 関係課（部局）、関係諸機関との連携				
(2-1) 教育委員会内での関係課（部局）との連携				
(2-2) 関係諸機関との連携				
観点3 教育相談体制				
(3-1) 教育相談体制の整備				
(3-2) 特別支援学校のセンター的機能の活用				
観点4 交流及び共同学習				
(4-1) 地域全体で取り組むための連携・調整				
(4-2) 地域への理解・啓発のための情報発信				
(4-3) 教職員の意識向上のための研修の企画・実施				
観点5 移行支援				
(5-1) 就学相談・支援				
(5-2) 「学びの場」の柔軟な見直し				
(5-3) 就労支援				
観点6 研修				
(6-1) すべての指導主事の理解・専門性の向上				
(6-2) 市町村の教育相談担当者の専門性の向上				
(6-3) 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上				

## II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要	長期的取組 (～年以内)	短期的取組 (～年以内)
例	5	相談支援ファイルを福祉部局と連携して作成し、3歳児健診で配付するなどして保護者の活用を広めるとともに、園や学校に対して周知することで、早期支援システムの充実を図る。	5年	
1				
2				
3				

※長期的取組及び短期的取組については、目安となる年数を記述して下さい。

図3-2 都道府県教育委員会用ナビゲーションシート

(広島 慎一・土井 幸輝)

## 6. 教育委員会用「インクル COMPASS」の活用の可能性

ここでは、教育委員会用「インクル COMPASS」の活用の可能性について、以下の観点、取組や成果等を踏まえて、検討・提案する。

### ①教育委員会の役割

第3章1（17～19頁）で概観した教育委員会の役割を踏まえての検討。

### ②教育委員会用「インクル COMPASS」のコンセプト

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進のために、教育委員会が果たすべき役割や機能を把握することで、域内のインクルーシブ教育システム構築・推進に関わる基本的な計画の策定や体制整備・充実のための検討資料として使用するもの（詳細については、第3章2に記載）。

### ③教育委員会用「インクル COMPASS」の使用方法についての意見

都道府県・指定都市・中核市教育委員会から提出された具体的な使用方法についての意見として、以下が挙げられた。

- ・ 自県の弱点の把握になり有効である。
- ・ 市全体としてのインクルーシブ教育システムの構築状況のバランスを見ることができる。
- ・ 具体的な取組の状況があることによって、「必要であるが実施していない」ことを整理することができる。何のために実施しているのか、実施した結果、次にどのような課題を見出すかが大切になる。「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた判断で振り返る機会となる。取組状況を見直すことは、今後の施策を考えていく上で大切である。
- ・ 今後の方向性を確認したり、新たに発見したりできるので役立つ。意識付けもできる。
- ・ どの部分で体制整備・充実のために予算要求していくのか、方向性の確認ができる。
- ・ 使用・活用には、幅広く関係機関と連携していく必要がある。
- ・ 教育振興基本計画の立案時や評価時等、定期的なチェックを行うと効果的である。
- ・ 独自に特別支援教育推進のためのチェックリストを作成し、市町村教育委員会や学校に配付している。そのチェックリストの項目に反映させていく。
- ・ 好事例の紹介等があると、具体的な取組の道筋が見えてきて活用しやすい。
- ・ 今後取り組むべきことを検討する際のヒントが得られるが、解決のヒントが得られるような情報が付いていれば、より積極的な活用につながる。
- ・ ナビゲーションシートの仕組みや使用方法がリーフレット内で説明があれば、さらにわかりやすい。
- ・ 研修や会議等で市町村教育委員会へ紹介し、園・学校用とともに活用を促したい。

#### ④地域実践研究の取組と成果

平成 28 年度から令和元年度において、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が抱える課題を当研究所と教育委員会が協働して地域実践研究 10 件を実施してきたが、その研究の取組や成果。

⑤教育委員会、教育センターのインクルーシブ教育システムに関する刊行物  
本報告書「資料 5」にその一部を掲載。

上記の①～⑤を踏まえて、以下、教育委員会用「インクル COMPASS」の活用の可能性について記述する。

### (1)インクルーシブ教育システムの推進に関わる施策の検討材料

教育委員会において、域内のインクルーシブ教育システムの構築・推進に向けた施策を検討するためには、教育委員会としての取組状況を把握することが大切であり、その状況の把握に際して、教育委員会用「インクル COMPASS」を活用して教育委員会での取組状況を振り返るとともに、具体的な取組や重点的取組の検討資料、さらには、教育振興基本計画の立案時に活用されることを期待したい。

都道府県・指定都市・中核市教育委員会から寄せられた具体的な使用方法としては、取組のバランスをみることができ、弱点が把握できるとの取組状況の把握と併せて、課題を見出すことができる、今後の方向性の確認に使用できるとの意見が出されているが、教育委員会としての取組状況を把握し、今後取り組むべきことを検討する際の材料として活用できるのではないかと考えている。

また、特別支援教育担当者が複数の業務を掛け持ちしていたり、担当者が必ずしも教育関係経験者とは限らなかつたりといった状況にある市町村では、役割の確認や優先順位を検討する上でのツールとして活用することも可能ではないかと考えている。

各教育委員会の規模や実情を踏まえながら、定期的・継続的な活用によって、進捗状況を把握することが可能となり、取組の方向性を考える上での検討材料となると考える。なお、ナビゲーションシートには、「重点的取組の方策案」として掲げた取組をどのくらいのスパンで考えるのか、「長期的取組」「短期的取組」として年限を記入する欄を設けているので、予算を含め、方策に具体性・計画性が持てるようになっている。

### (2)地域のインクルーシブ教育システム構築に向けた状況把握

教育委員会においては、教育委員会としての取組状況を把握することと併せて、学校設置者として、域内の園・学校等でのインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の現状と課題について情報を収集し、施策を検討する必要がある。その際、教育委員会用「インクル COMPASS」とともに、園・学校用「インクル COMPASS」を活用して、地域の園や学校で広く取組を検証し、その結果を収集・分析することで地域全体のインクルーシブ教育システム推進に向けた実施状況を把握することができるのではないかと考える。教育委

員会用「インクル COMPASS」と園・学校用「インクル COMPASS」は、それぞれの役割を踏まえながら、関連性を持たせたチェック項目を設けているため俯瞰してみることもできるのではないかと考えている。

地域実践研究に参画した静岡県においては、県内の国立・県立特別支援学校全校を対象に、交流及び共同学習の現状を把握するための質問紙調査を行い、その結果から課題を整理し、居住地校交流を推進していくための具体的な方策として副次的な籍「交流籍」を導入した。このように、教育委員会として域内の園や学校等の現状と課題を把握し、それを施策に反映していくことが大切であり、そのためのツールとして、教育委員会用「インクル COMPASS」と園・学校用「インクル COMPASS」を活用することが可能ではないかと考えている。

### **(3) 都道府県教育委員会における市町村教育委員会等への支援体制、市町村教育委員会における園・学校等への支援状況の確認**

教育委員会用「インクル COMPASS」の作成に当たっては、都道府県・指定都市・市町村の各教育委員会の役割や機能等を踏まえて項目の検討を行った。併せて、園・学校の取組を支援する教育委員会の役割を整理しながら、項目を検討し、関連性を持たせたチェック項目を設けた。

例えば、市町村教育委員会は、子供の障害の状態把握や保護者の意向の把握を行いながら、就学相談を進めていくが、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会による就学先決定を支援するため、市町村教育委員会が就学相談のための専門家を確保することが難しい場合に、専門家を派遣するなど、就学先決定に関わる相談・助言機能を強化していくことが求められる。このような支援体制の整備についても、都道府県及び市町村教育委員会の機能と役割を踏まえ、教育委員会用「インクル COMPASS」を活用することで、チェックできるようにした。

また、教育委員会の役割として、域内の教職員の特別支援教育に関する理解や専門性に係る現状と課題を把握し、必要な研修等の機会を設定することが求められている。地域実践研究に参画した複数の自治体においては、教育委員会が学校の教職員の多忙さやニーズを踏まえ、研修内容や時間等を検討して実施した取組が報告されているが、研修において、園・学校用「インクル COMPASS」を研修材料として使用し、教職員のインクルーシブ教育システムに関する専門性の向上に期するとともに、それによって、教育委員会として域内の園や学校等の課題等の把握が可能ではないかと考える。

### **(4) 教育委員会内での情報共有のツール**

インクルーシブ教育システムの構築の現状や方策等の検討に当たっては、教育委員会内の連携や共通理解が必要である。教育委員会の各部局で分担、あるいは共同でチェックを行う、そして、関係部局で協議するということが大切ではないかと考える。地域における体制整備を進めるためには、教育委員会において、特別支援教育の主管課のみならず、高

等学校や義務教育等の主管課との連携のもとに、取組を進める必要がある。さらに、都道府県レベル及び市町村レベルでの教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築する必要がある。そのためのツールとして、教育委員会用「インクル COMPASS」が活用できるのではないかと考える。

(星 祐子)

## 文献

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）.

国立特別支援教育総合研究所（2016）平成 28 年度専門研究 A「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究－学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成－」研究成果報告書.

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）教育支援資料－障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実－.

文部科学省（2017）発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン－発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために－.

文部科学省（2018）教育振興基本計画.

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku/](https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/)（アクセス日：2021 年 1 月 31 日）

国立特別支援教育総合研究所（2018）平成 28 年度～平成 29 年度基幹研究（横断的研究）「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究－インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の作成－」研究成果報告書.

国立特別支援教育総合研究所（2018）平成 28・29 年度地域実践研究事業報告書「地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」.

国立特別支援教育総合研究所（2019）平成 30 年度地域実践研究事業報告書「地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」.

国立特別支援教育総合研究所（2020）令和元年度地域実践研究事業報告書「地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」.

国立特別支援教育総合研究所（2020）平成 30 年度～令和元年度基幹研究（横断的研究）「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究－「インクル COMPASS（試案）」の活用の提案－」研究成果報告書.